

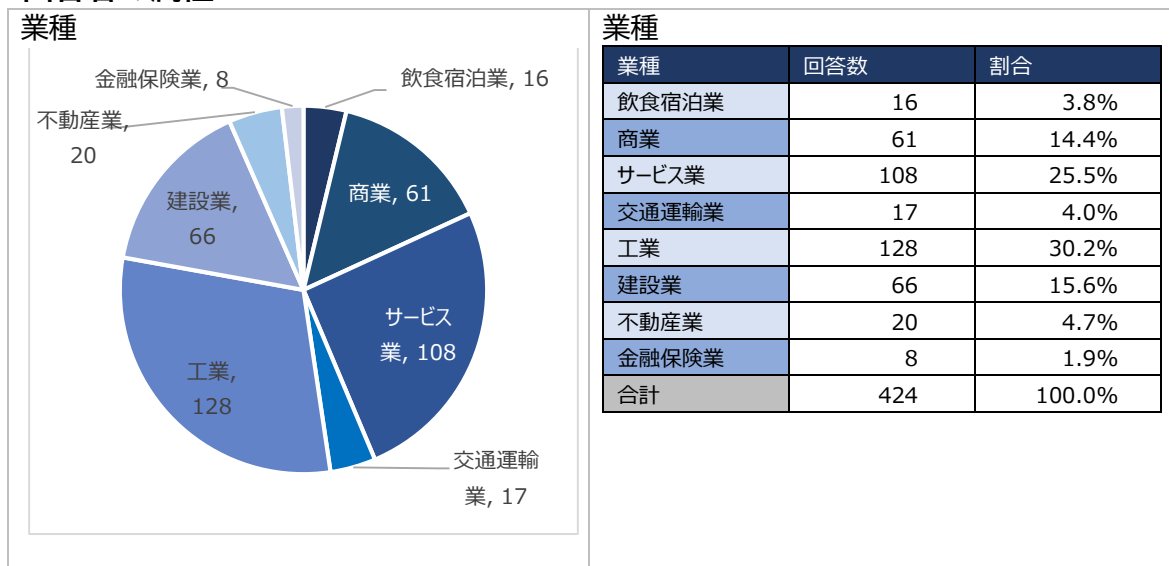
目的

新型コロナウイルス感染被害が拡大し、既に地域経済に多大な影響が出ており、今後、企業業績のさらなる悪化及び地域経済の停滞が見込まれます。そこで、標記緊急アンケート調査を実施し、会員企業の声を次年度商工会議所の主要事業計画に活かすとともに、日商・国・県・市等に対し、効果的で大型の経済財政対策に迅速に取り組んでいただくよう要望するために実施したものです。

アンケート調査概要

| | | | |
|------|---------------------|-----|-------|
| 調査期間 | 令和2年3月17日～令和2年3月24日 | | |
| 調査対象 | 当所会員中小企業 2,728 社 | | |
| 回答者数 | 424 社 | 回答率 | 15.5% |

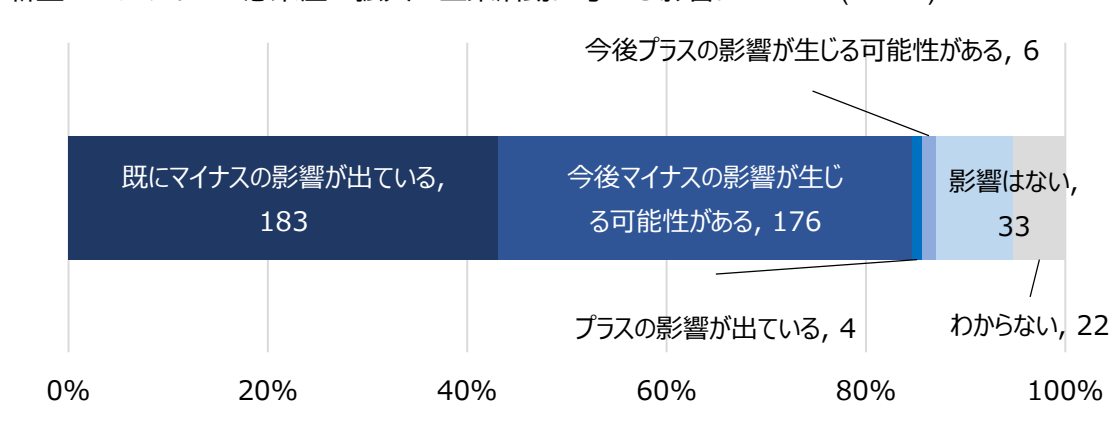
回答者の属性



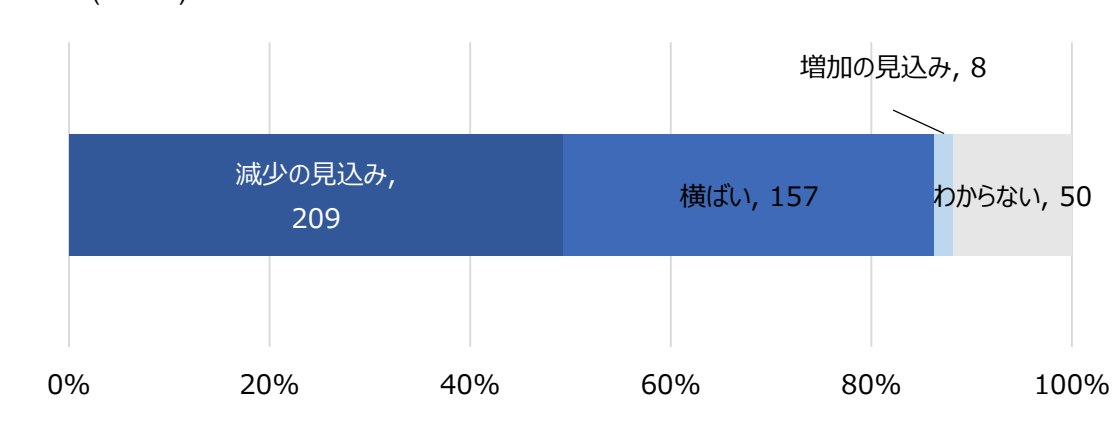
新型コロナウイルス感染症の拡大が企業活動に与える影響について

I. 単純集計

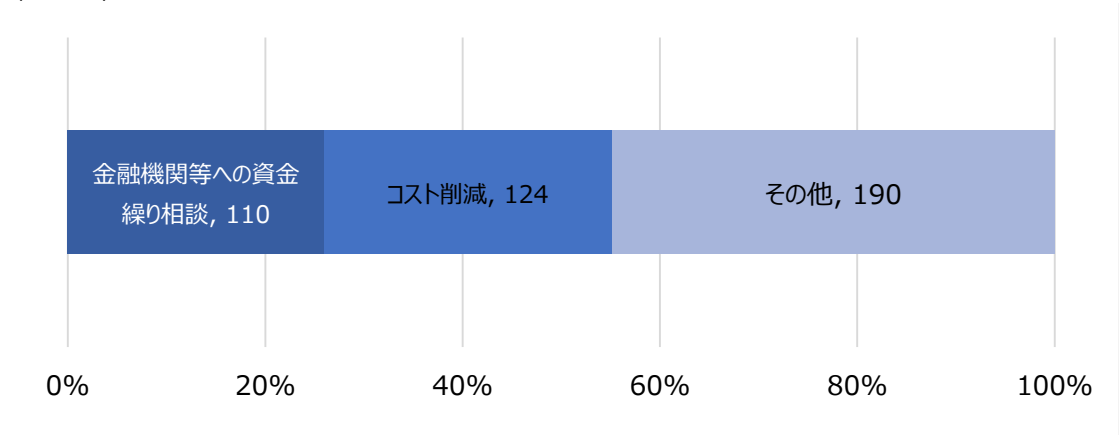
新型コロナウイルス感染症の拡大が企業活動に与える影響について (n=424)



前年同期間(2月~3月中旬頃まで)と比較して新型コロナウイルス感染症拡大後の売上に
ついて(n=424)



新型コロナウイルス感染症拡大によるマイナスの影響に対する貴社の対策について
(n=424)



II. 経営力向上に向けたアドバイス

① 新型コロナウイルス感染症の拡大が企業活動に与える影響についての分析

飲食宿泊業ではほぼすべての事業者が、すでにマイナスの影響が出ていると回答しており、深刻な状況がうかがえる。工業、サービス業、商業、交通運輸業、不動産業、金融保険業でも、すでにマイナスの影響が出ていると回答する事業者が半数近くに上っている。建設業は、今は影響が出ている事業者が少ないものの今後マイナスの影響が出る可能性が高いとする事業者が多い。

| | 飲食宿泊業 (n=16) | 商業 (n=61) | サービス業 (n=108) | 交通運輸業 (n=17) | 工業 (n=128) | 建設業 (n=66) | 不動産業 (n=20) | 金融保険業 (n=8) |
|---------------------|-----------------|--------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 既にマイナスの影響が出ている | 15 | 32 | 45 | 9 | 54 | 11 | 11 | 6 |
| 今後マイナスの影響が生じる可能性がある | 1 | 21 | 45 | 7 | 55 | 40 | 6 | 1 |
| プラスの影響が出ている | 0 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 今後プラスの影響が生じる可能性がある | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 | 1 | 0 | 1 |
| 影響はない | 0 | 6 | 8 | 0 | 7 | 10 | 2 | 0 |
| わからない | 0 | 1 | 7 | 1 | 8 | 4 | 1 | 0 |

② 前年同期間と比較して新型コロナウイルス感染症拡大後の売上についての分析

①の回答と同様、飲食宿泊業はすべての事業者が減少の見込みと回答しており、例外なく売上減少の影響を受けている。その他、工業、サービス業、商業、交通運輸業、不動産業も半数強が、売上の減少の見込みである。

| | 飲食宿泊業 (n=16) | 商業 (n=61) | サービス業 (n=108) | 交通運輸業 (n=17) | 工業 (n=128) | 建設業 (n=66) | 不動産業 (n=20) | 金融保険業 (n=8) |
|--------|-----------------|--------------|------------------|-----------------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 減少の見込み | 16 | 35 | 50 | 11 | 64 | 19 | 12 | 2 |
| 横ばい | 0 | 21 | 43 | 4 | 47 | 38 | 4 | 0 |
| 増加の見込み | 0 | 1 | 2 | 0 | 4 | 1 | 0 | 0 |
| わからない | 0 | 4 | 13 | 2 | 13 | 8 | 4 | 6 |

上の質問で「1.減少の見込み」と回答した方の減少割合について、および、「3.増加の見込み」と回答した方の増加割合については以下のようになっている。

| 減少 (-) | | 増加 (+) または横ばい |
|--------|---------|---------------|
| | 91%以上 | 1 |
| | 81%~90% | 0 |
| | 71%~80% | 0 |
| | 61%~70% | 0 |
| | 51%~60% | 0 |
| | 41%~50% | 0 |
| | 31%~40% | 0 |
| | 21%~30% | 0 |
| | 11%~20% | 1 |
| | 1%~10% | 4 |
| | 0 (横ばい) | 157 |
| 45 | 1%~10% | |
| 55 | 11%~20% | |
| 32 | 21%~30% | |
| 18 | 31%~40% | |
| 14 | 41%~50% | |
| 8 | 51%~60% | |
| 5 | 61%~70% | |
| 2 | 71%~80% | |
| 2 | 81%~90% | |
| 1 | 91%以上 | |

「わからない」と回答した事業者をのぞいた回答者では、1~10%の減少を見込む事業者が12%、11~20%の売上減少を見込む事業者が15%を占め、21%~50%の売上減少を見込む事業者も合わせて2割弱に達する。51%以上の売上減少を見込む深刻な状況の事業者も約5%程度ある。

横這いと回答した事業者が全体の約4割を占め、増加を見込む事業者は全体の1%にしか

- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大によるマイナスの影響に対する貴社の対策について
自由記入で記載された、各社の対策について、各業界の代表的な声を以下にまとめた。
(詳細な回答内容については、本報告書の巻末に記載)

| | |
|-------|---|
| 飲食宿泊業 | <ul style="list-style-type: none"> ・閉店も視野に考えています。 ・営業ができる様にしてください。 ・現状の国・県の対策は、全て実行済み。 |
| 商業 | <ul style="list-style-type: none"> ・影響なのでそうな商品の在庫の積み増し ・イベントの中止が痛!!(イベント商品を多く扱っている)。 ・マスクが手に入らない今、仕事でスーパーに朝から並ぶ事ができません。人に話を聞くと毎日朝マスクを販売してるそうですが、並ぶ事ができる人は、毎日購入できるそうです。 |
| サービス業 | <ul style="list-style-type: none"> ・お客様の健康が心配です。 ・スタッフが感染にならないようにすること。 ・衛生面の強化。 ・マスク・アルコール消毒液の確保(店内での調理加工時に使用する業務用)をお願いしたい。 ・感染者が出た事業所への保障が必要。 ・緊急融資の条件なしで対策を望む。 ・連日のコロナウイルスの報道に於いて、先行の見通しは、非常に不透明。神奈川 |

| | |
|-------|--|
| | 県内に於いても、「相模原市は、恐ろしい」と取引先より言われた。 |
| 交通運輸業 | <ul style="list-style-type: none"> ・リース・ローンの一時的停止を希望。 ・マスク着用義務の店舗があり、マスク不足に困ってます。マスク、消毒液を早急に用意して欲しい。 |
| 工業 | <ul style="list-style-type: none"> ・客先への営業展開や打合せが出来るように、TV会議システムを急ぎ立上げた。 ・テレワークの実施 ・厳しい条件の仕事の受注。 ・金融機関への資金繰り相談。 ・補助金等の活用による雇用維持。 ・借入できても、返済の見込みが立たず。 |
| 建設業 | <ul style="list-style-type: none"> ・現場内で感染者が出た場合は、工事を休みにしなければならなくなり、工期、現場経費の上昇等の恐れがある。 ・現在の融資の返済を1年～2年間、金利のみ位の緩和策をお願いします。 |
| 不動産業 | <ul style="list-style-type: none"> ・テナント企業(事業者)の業上・業績動向を注視。 ・従業員の時短出勤。 ・ホールの休館などの影響で、清掃仕事などすでに人数を減らされてたりしてるが、従業員からは有給を使用するのではなく、休業保障をしてほしいと依頼がきている。 |
| 金融保険業 | <ul style="list-style-type: none"> ・取引先全先に対して新型コロナウイルスの影響の有無について3月中に実施。影響ありと答えた取引先に対して資金の支援を含めた緊急対応を実施。 ・緊急融資を3～5年程度返済を伴わない資本制ローンの拡充が望ましい。 |

③ 新型コロナウイルスに関する対策に役立つ公的団体の支援策

中小事業者に対して、新型コロナウイルスに関する対策を促し事業への影響を緩和するため、国・都道府県・市町村・その他公的団体、金融機関などが、各種対策・施策を実施しています。

- 1.相模原商工会議所
- 2.厚生労働省
- 3.経済産業省
- 4.日本政策金融公庫
- 5.神奈川県信用保証協会
- 6.神奈川県
- 7.相模原市

1. 相模原商工会議所

相模原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症に関する支援施策について、ホームページや相談窓口などで、情報提供を行なっております。

相模原商工会議所ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する支援施策について」
<https://www.sagamihara-cci.or.jp/新型コロナウイルス感染症に関する支援施策/>

主な施策には以下のようなものがあります。

(1) 経営相談窓口の開設

一般の新型コロナウイルスの流行により影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした経営相談窓口を設置し、経営上の相談を随時受付しています。

| | |
|------|---------------------------------|
| 設置期間 | 令和2年1月29日(水)～終了未定 ※上記期間中、月～金 |
| 受付時間 | 8時30分～17時00分 |
| 会場 | 相模原商工会議所 本所 |
| 予約 | 不要 ※上記時間外の受付は事前にお問い合わせください |

(2) 事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応・事業継続に関する確認事項

自社の従業員に感染者が発生した場合の対応について、感染拡大防止を前提とした従業員の健康保護とともに製品安定供給の観点から事業継続を図る際のポイントをまとめています。

| | |
|-----------------------------------|--|
| 1. 新型コロナウイルス感染症患者発生時の患者、濃厚接触者への対応 | (1) 患者発生の把握 感染者が確認されたら直ちに、保健所に報告し、対応について指導を受ける。 共有スペース・貸オフィス等で営業を行う事業所は、施設管理者等に報告。 |
| | (2) 濃厚接触者の確定 保健所で積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うため、保健所の調査に対する協力および濃厚接触者の自宅待機を指示。 |
| | (3) 濃厚接触者への対応 1. 事業所は当該従業員を14日間出勤停止とする。 2. 事業所は出勤停止とした従業員の健康観察を実施する。 3. 発熱・呼吸器系の症状を呈した場合、保健所に連絡し、行政検査を受検する。 4. 保健所より行政検査の結果報告を速やかに受ける。 |
| 2. 施設設備等の消毒の実施 | ・一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止などの対応をとる必要はありません。 〔緊急を要し事業所が自ら消毒を行う場合の留意点〕 感染者が勤務した区域のうち手指が頻回に接触する箇所を中心に消毒します。(ドアノブ/スイッチ類/手すり等) 消毒は以下を使用した拭き取り等を推奨します。 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール(消毒用エタノール(70%)) ・次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上) 事業所は、保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を実施。 |
| 3.業務の継続 | (1) 重要業務の継続 ・業務として優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源(マスク、手袋、消毒液等)等を把握。 ・重要業務継続のため、在宅勤務体系・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成。 (2) 従業員の確保状況による段階別の業務継続体制 ・重要業務の継続を中心とし、その他の業務は縮小・休止。早出・残業等での業務対応に加え、他部門からの応援、小規模事業所の場合にあっては業務全体の休止も含め判断。 (3) 製品等の安定供給の確保 業務全体を休止する場合には、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給の確保に努力。 |

その他、詳細はこちらご参照ください。

相模原商工会議所ホームページ「事業所内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応・事業継続に関する確認事項」

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/wp3/wp-content/uploads/2020/03/ffdc5ae61183e78af96ff97147567e48.pdf>

(ウ)WEB セミナー

相模原商工会議所では、新型コロナウイルス感染症に係る各種施策の説明を含むWEBセミナーを公開しております。

詳細はこちらをご参照ください。

<https://www.sagamihara-cci.or.jp/webseminar>

2. 厚生労働省

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症に関する支援施策について、ホームページや相談窓口などで、情報提供を行なっております。

厚生労働省ホームページ「厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata

主な施策には以下のようなものがあります

(1) 雇用調整助成金について

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

特に、今回の新型コロナウイルス感染症対策では、以下のようなケースを想定しています。

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合。
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合。
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合。
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合。

① 主な受給要件

- 1) 雇用保険の適用事業主であること。
- 2) 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- 3) 雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、中小企業以外の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- 4) 実施する雇用調整が一定の基準を満たすものであること。
休業の場合は、労使間の協定により、所定労働日の全一日にわたって実施されるものであること。
- 5) 過去に雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えていること。

② 受給額

| 助成内容と受給できる金額 | 中小企業 | 中小企業以外 |
|--|------|--------|
| 休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※対象労働者1人あたり8,330円が上限。(R2/3/1現在) ※支給限度日数は1年間で100日 | 2/3 | 2/1 |

③ 今回の特例について

| | 原則 | 特例 令和2年1月24日から 令和2年7月23日までの休業に適用 |
|------------|------------------------------------|--|
| 対象事業主 | | 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります) |
| 「事業活動の縮小」の | 以下の指標を満たすこと 1)(生産量要件)売上高または生産量な | 1) 生産量要件の確認期間を3ヶ月間から1ヶ月間に短縮。(売上高または生 |

| | | |
|--------|--|---|
| 要件 | どの事業活動を示す指標の <u>最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。</u> 2) (雇用量要件) 雇用保険被保険者数および受け入れている派遣労働者の最近3か月間の月平均値が、前年同期と比べ、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。 | 産量などの事業活動を示す指標の <u>最近1か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。</u> 2) (雇用量要件) <u>最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。</u> |
| 対象労働者 | 「支給の対象となる事業主」に雇用され、雇用調整(休業・教育訓練・出向)の対象となりうる雇用保険被保険者(ただし雇用期間が6ヶ月未満、日雇い労働者、退職予定者などを除く) | 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。 |
| 対象期間 | 1つの対象期間の満了後、引き続き本助成金を受給する場合、その満了の日の翌日から起算して1年間以上空けないと、新たな対象期間を設定することができません。(「クーリング期間」あり) | 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする。 |
| 支給限度日数 | 1年間で100日分、3年で150日分が上限となる。 | 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。 |
| 申請 | 計画届は事前提出。 | 計画届の事後提出を認める。 (1月24日～5月31日まで) |

※今後、さらに追加の特例措置が実施される予定です。

- ・期間は4/1～6/30で、全国が対象
- ・生産指標要件をさらに緩和(1か月5%以上低下)
- ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
- ・助成率を拡大: 4/5(中小)、2/3(大企業)
(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
- ・計画届の事後提出が6/30まで延長
- ・支給限度日数が、1年100日、3年150日に加え上記対象期間を加えた日数になる

(参照)厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/00065395.pdf>

雇用調整助成金に関する問い合わせはこちらをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618211.pdf>

(2)小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)
「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」

事業者が、特別の有給の休暇制度を設けて、年休の有無にかかわらず、従業員が希望する場合に利用できるように支援するための助成金です。新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子供などの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇の支払い賃金を全額助成します。

| | |
|-----------|--|
| 期間 | 令和2年3月18日～6月30日まで |
| 対象 | 雇用保険適用事業所の事業主(原則、例外あり)。 法人単位で支給。 |
| 支給額 | 対象労働者の日額換算賃金額(※1)×有給休暇の日数(※2) ※1 上限8,330円、※2 1日に満たない有給休暇の場合は時間換算 |
| 対象となる有給休暇 | 雇用する労働者の申し出があり、取得させた有給休暇(令和2年2月27日から同年3月31日までの間) 以下のいずれかの理由であること。 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇 ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状などと感染したおそれのある、小学校等に通う子どもの世話を保護者として行うための有給休暇 |
| その他 | 申請期間内に申請を行う |
| 申請方法 | 学校等休業助成金・支給金受付センターに必要書類を郵送 |
| 詳細、応募書類 | 厚生労働省ホームページ 「小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな助成金を創設します」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufuki/pageL07_00002.html |
| 問い合わせ先 | 学校等休業助成金・支給金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター 0120-60-3999 |

(3)時間外労働等改善助成金(テレワークコース、職場意識改善コース)の特例
「働き方改革推進支援助成金」(※令和元年度までは「時間外労働等改善助成金」に名称変更予定)

新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時間的に設けます

| | 通常 | 特例 |
|----|--|---|
| 対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること。 ・テレワークを新規で導入するか(試行的に導入している場合も含む)、またはテレワークを継続して活用する事業主であること。 ・時間外労働の制限その他の労働時間等の設定の改善を目的として、在宅又はサテライトオフィスにおいて、就業するテレワークの実施に積極的に取り組む意欲があり、かつ成果が期待できる事業主 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規(※)で導入する中小企業事業主。 ※試行的に導入している事業主も対象となります。 ・労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること。 |

| | | |
|-----------------|---|---|
| | であること。 | |
| 助成の対象となる事業の実施期間 | 交付決定の日～令和3年2月15日 | 令和2年2月17日～5月31日 |
| 助成対象の取り組み | いずれか1つ以上実施する必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用(パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません) ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング | <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用通信機器の導入・運用(パソコン、タブレット、スマートフォンは支給対象となりません) ・就業規則・労使協定等の作成・変更 ・労務管理担当者に対する研修 ・労働者に対する研修、周知・啓発 ・外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング 等 |
| その他の要件 | <p>成果目標の設定と達成を目標に取り組むこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる。 2. 評価期間において、対象労働者が在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする。 3. 所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数を前年と比較して5時間以上削減させる。 <p>・上記の達成目標の評価期間は、事業実施期間(交付決定の日から令和3年2月15日まで)の中で、1か月から6か月の間で設定する「評価期間(自ら設定)」で判断します。</p> | <p>事業実施期間中に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象の取組を行うこと。 ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること。 |
| 支給額 | (目標達成時)補助率 3/4、1人あたり上限 20 万円、1起業あたり上限 150 万円 (目標未達時)補助率 1/2、1人あたり上限 10 万円、1企業当たりの上限 100 万円 | 補助率:1/2、1企業当たりの上限額 100 万円 |
| 詳細 | <p>厚生労働省ホームページ 「働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html</p> | |

(4)新型コロナウイルス感染症関連特別融資「衛生環境激変対策特別貸付制度」について
 感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別な貸付制度。過去には、新型インフルエンザ(平成 21 年)、SARS(平成 15 年)などに発動された。
 今回、新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店営業、喫茶店営業及び旅館業の営業において資金繰りが懸念されることに鑑み、株式会社日本政策金融公庫におけるセーフティネット貸付に加え、令和2年2月 21 日より「衛生環境激変対策特別貸付制度」を実施。

| | |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む者(生活衛生関係営業者) |
| 資金使途 | 経営を安定させるために必要な運転資金 |
| 貸付限度額 | 飲食店営業及び喫茶店営業は別枠 1,000 万円、旅館業は別枠 3,000 万円 |
| 貸付期間 | 7年以内 |
| 据置期間 | 2年以内 |
| 貸付利率 | 基準利率(ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率-0.9%) |
| 取扱期間 | 令和2年2月 21 日から令和2年8月 31 日まで |

詳細は、厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連特別融資について」、または 日本政策金融公庫ホームページ「衛生環境激変対策特別貸付」を参照
 ・厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09513.html
 ・日本政策金融公庫
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/47_gekihen_2_m.html#covid_19

3. 経済産業省

経済産業省では、新型コロナウイルス(COVID-19)による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を策定しています。

経済産業省ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連」
<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

主な施策には以下のようなものがあります。

(1)新型コロナウイルス対策補助事業

マスクメーカーによるマスク生産設備の導入を支援することで、国内におけるマスクの供給量を拡大し、現下のマスク不足の状況を速やかに解消します。

マスクの生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助します。

- ・補助対象者: 国からの増産要請を受けて、マスク生産設備を導入した事業者
- ・補助率: [中小企業]3/4 [大企業・中堅企業]2/3
- ・補助上限額: 原則 3 千万円/製造ライン

(2)生産性革命推進事業

サプライチェーンの毀損や今後の事業継続性確保等に対応するための設備投資や販路開拓、IT 導入による効率化などに取り組む事業者を優先的に支援します。コロナウイルス対策として第1回公募を 3/31 締め切りで実施し、今後も数次に分けて公募が行われます。

| | |
|----------|---|
| ものづくり補助金 | 中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助 補助額 100万~1,000万円、補助率 中小 1/2 小規模 2/3 |
| 持続化補助金 | 小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援 補助額 ~50万円、補助率 2/3 |
| IT 導入補助金 | バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援 補助額 30万~450万円、補助率 1/2 |

(3) 中小企業・小規模事業者向け相談窓口

今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として相談窓口を設置し、経営上の相談を受け付けています。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等
詳細は各団体のホームページなどをご確認ください。

(4) 現地進出企業・現地情報及び相談窓口(ジェットロ)

ジェットロ現地事務所等で収集した「操業再開に向けた中国の省市別支援策」や、「ビジネス短信」、新型コロナウイルス関連相談窓口連絡先を掲載しています。

JETRO ホームページ「特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響」

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19.html>

(5) 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続きの緩和等について

(外為法の特例)新型コロナウイルスの流行に伴う輸入の遅延等により輸入承認証、輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれがある場合、同有効期間の延長を申請することが可能。

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合に、輸出許可証に付された許可条件の履行(工作機械の据付報告等)について、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長することができます。

経済産業省ホームページ「新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続きの緩和等について」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200305002/20200305002.html>

(カ) 下請中小企業への配慮を求める親事業者への要請について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に顕在化しています。その影響を受けやすい下請等中小企業との取引において、納期遅れの対応や迅速・柔軟な支払いなど、一層の配慮を講じていただくよう、関係団体(1,142 団体)を通じ、親事業者に要請しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>

(キ) 個人事業主・フリーランスへの配慮を求める発注事業者への要請について

新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスと取引を行う発注事業者に対して、取引上の適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、公正取引委員会委員長と連名で関係団体を通じ、要請しています。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

4. 日本政策金融公庫

日本政策金融公庫では、新型コロナウイルス感染症に関する支援施策について、ホームページや相談窓口などで、情報提供を行なっております。

日本政策金融公庫 ホームページ
<https://www.jfc.go.jp>

主な施策には以下のようなものがあります

(1)「新型コロナウイルスに関する特別相談窓口」の設置

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/covid_19.html

事業資金相談ダイヤル 0120-154-505(平日 9時～17時)

(イ)新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の 1)または 2)のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方 1)最近 1 カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して 5%以上減少している方 2)業歴 3 カ月以上 1 年 1 カ月未満の場合は、最近 1 カ月の売上高が次のいずれかと比較して 5%以上減少している方 (1)過去 3 カ月(最近 1 カ月を含みます。)の平均売上高 (2)令和元年 12 月の売上高 (3)令和元年 10 月から 12 月の平均売上高 |
| 資金のお使いみち | 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金 |
| 融資限度額 | 中小企業事業 直接貸付 3 億円(別枠) 国民生活事業 6,000 万円(別枠) |
| 利率(年) | 基準利率 ただし、中小企業事業1億円、国民生活事業 3,000 万円を限度として融資後 3 年目までは基準利率-0.9%(注)、4 年目以降は基準利率 特定の条件に当てはまる場合は利子補給により「実質無利子化」 (実質無利子化についての詳細はこちら https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_faq_jisshitsumurishika.pdf) |
| ご返済期間 | 設備資金 20 年以内(うち据置期間 5 年以内) 運転資金 15 年以内(うち据置期間 5 年以内) |
| 担保 | 無担保 |
| 手続き | 借入申込書、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書、最近 2 期分の確定申告書・決算書の写し、登記簿などを準備し、最寄りの支店でお申し込み。 詳しくはこちら https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/pdf/covid_19_info_a.pdf?yclid=YJAD.1585787996.m3Gtcr6dcq3GkZ8kKgAg17a5qPzQCybbq153MMoGXyjCwK0Vh3dKMgHm.kIna.JEpKXDRlz8gWHpHE- |

詳細はこちらをご参照ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html

(3)新型コロナウイルス感染症にかかる衛生環境激変特別貸付

生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別貸付制度です。詳細は、前述の厚生労働省の項をご参照下さい。

(4)セーフティネット貸付

セーフティネット保証(経営安定関連保証)は、経営の安定に支障をきたしている中小企業の皆さまが市町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠で最大2億8,000万円を利用できる保証制度です。詳細は後述の神奈川県信用保証協会の項を参照下さい。

| | |
|-----------|--|
| ご利用いただける方 | 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方で、次のいずれかに該当する方 1.最近の決算期における売上高が前期または前々期に比し5%以上減少している方 2.最近3ヵ月の売上高が前年同期または前々年同期に比し5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 3.最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比し悪化している方 4.最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化している方 5.社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来すおそれのある方 6.最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じている方 7.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金及び任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 8.前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上である方 |
| 資金のお使いみち | 社会的要因等により企業維持上緊急に必要な設備資金及び経営基盤の強化を図るために必要な運転資金 |
| 融資限度額 | 国民生活事業 4,800万円 中小企業事業 直接貸付 7億2千万円 |
| 利率(年) | 基準利率 |
| ご返済期間 | 設備資金 15年以内 <うち据置期間3年以内> 運転資金 8年以内 <うち据置期間3年以内> |
| 担保・保証人 | お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 |
| 申し込み | 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口 |

(5) マル経融資(小規模事業者経営改善資金)

新型コロナウイルス感染症による特別対応が出ています。

| | 通常 | 特別対応 |
|-----------|--|--|
| ご利用いただける方 | 商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦を受けた事業者 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方(※) ※商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要です。 |
| 融資限度額 | 運転資金、設備資金 2,000万円 | 通常のご融資額 + 別枠 1,000万円 |
| 利率(年) | 特別利率 F | <利率> 【当初3年間】特別利率 F - 0.9%(別枠の1,000万円以内) 【4年目以降】特別利率 F |
| ご返済期間 | 設備資金:10年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金:7年以内 (うち据置期間1年以内) | 設備資金 10年以内 (うち据置期間4年以内(別枠の1,000万円以内)) 運転資金 7年以内 (うち据置期間3年以内(別枠の1,000万円以内)) |
| 担保・保証人 | 保証人、担保は不要です。 ご利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長等の推薦が必要です。 | |
| 申し込み | 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口 | |

詳細はこちらをご参照ください。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html#covid_19

5. 神奈川県信用保証協会

神奈川県信用保証協会では、新型コロナウイルス感染症に関する支援施策について、ホームページや相談窓口などで、情報提供を行っております。

神奈川県信用保証協 ホームページ「新型コロナウイルス関連】影響を受ける中小企業の皆さまへ」

https://www.cgc-kanagawa.or.jp/news/colona_news/

主な施策には以下のようなものがあります。

(1) セーフティネット保証

セーフティネット保証(経営安定関連保証)は、経営の安定に支障をきたしている中小企業の皆さまが市町村の認定を受けることで、一般保証とは別枠で最大2億8,000万円を利用できる保証制度です。

セーフティネット保証についての詳細

<https://www.cgc-kanagawa.or.jp/guarantee/safetynet/safty-net/>

①セーフティネット保証(4号)

自然災害等の突発的事由(噴火、地震、台風等)により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

| | |
|----------|---|
| 対象中小企業者 | イ)指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 ロ)災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要) |
| 内容(保証条件) | 1 対象資金:経営安定資金 2 保証割合:100%保証 3 保証限度額:一般保証(2億8,000万円以内)とは別枠で2億8,000万円 ※セーフティネット保証5号とは併用可だが、同じ枠になる |
| 信用保証料率 | 4号の場合:1.0% ※4/1から最大ゼロに引き下げされました。 |
| 責任共有 | 4号の場合:責任共有制度対象外 |

②セーフティネット保証(5号)

2020年3月6日付けで、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種(4月1日に令和2年度第一四半期の指定業種として587業種に拡大)について、緊急的にセーフティネット保証5号の対象業種へ追加指定されました。これにより、当該業種に属する事業を行っており、売上高が5%以上減少している中小企業者の方も、すでに実施中の県中小企業制度融資「売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件)」とは別枠融資として「セーフティネット保証5号融資」が利用いただけるようになりました。

- ・セーフティネット保証5号の指定業種(全587業種)を営む中小企業者が利用できる別枠融資。新型コロナウイルス感染症での資金繰りにも利用可です。
- ・今回の「セーフティネット保証5号融資」は20%未満(5%以上)の減少で別枠融資の利用可。(「新型コロナウイルス対策特別融資(別枠)」「セーフティネット保証4号」は売上高が20%以上の減少が必要。)
- ・20%未満(5%以上)の売上減少の方は、「売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件)」(最大8千万円)と、今回の「セーフティネット保証5号融資」(別枠最大8千万円)との合計で1億6千万円の無担保融資枠が利用可。

詳細 神奈川県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、セーフティネット保証5号の対象業種が追加指定されました」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/prs/r1704815.html>

| | |
|----------------|--|
| 融資対象者 | 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同月の売上高に比べて5%以上減少しており、セーフティネット保証5号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等。 注:新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、6月30日までは直近1か月の売上高の5%以上減少とその後2か月を含む3か月間の売上高見込みが5%以上の減少でも可能です。 |
| 融資限度額 | 8,000万円(別枠) |
| 融資期間 | 運転資金・設備資金:1年超10年以内(据置期間1年以内を含む) |
| 融資利率 (固定金利) | 1年超5年以内:年1.6%以内 5年超10年以内:年1.8%以内 |
| 信用保証 | 神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証)。 保証料率は、0.68%(県による保証料補助後)。 注:従業員数30人超の場合は、0.85%となります。 ※ 4/1より、信用保証料補助を2倍に拡充する県制度が実施されました。 |

指定業種は以下の通りです。

| | |
|--|--|
| 指定業種 (番号は日本 標準産業分類 通 細分類番 号) | 当初40業種が指定され、4月1日587業種に拡大 ・当初指定の40業種 0996 そう(惣)菜製造業 0997 すし・弁当・調理パン製造業 4899 他に分類されない運輸に附帯するサービス業 5895 料理品小売業 6099 他に分類されないその他の小売業 7511 旅館, ホテル 7521 簡易宿所 7592 リゾートクラブ 7599 他に分類されない宿泊業 7611 食堂, レストラン(専門料理店を除く) 7621 日本料理店 7622 料亭 7623 中華料理店 7624 ラーメン店 7625 焼肉店 7629 その他の専門料理店 7631 そは・うどん店 7641 すし店 7651 酒場, ビヤホール 7661 バー, キャバレー, ナイトクラブ 7671 喫茶店 7691 ハンバーガー店 7692 お好み焼・焼きそば・たこ焼店 7699 他に分類されない飲食店 7711 持ち帰り飲食サービス業 7721 配達飲食サービス業 7892 エステティック業 7893 リラクゼーション業(手技を用いるもの) 7912 旅行業者代理業 8021 劇場 8022 興行場 8023 劇団 8024 楽団、舞踏団 8025 演芸・スポ°ーツ等興行団 |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | 8045 ボウリング場 8048 フィットネスクラブ 8052 遊園地(テーマパークを除く) 8053 テーマパーク 8091 ダンスホール 8231 学習塾 ・令和2年4月1日に追加指定された587業種についてはこちら。 https://www.cgc-kanagawa.or.jp/wp-content/uploads/2020/03/20200401_safetynet_5.pdf |
|--|--|

(2)危機関連保証

コロナウイルス対策として、危機関連保証が発動されました。機器関連保証は、大規模な経済危機、災害等により影響を受ける中小企業の皆さまを支援する別枠の保証制度です。

| | |
|-----------|---|
| ご利用いただける方 | 次のいずれにも該当し、売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者。 1) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。 2) 認定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。 |
| 保証限度額 | 2億8,000万円 |
| 資金使途 | 経営の安定に必要な運転資金・設備資金 |
| 保証期間 | 10年以内(据置期間2年以内) |
| 返済方法 | 分割返済 |
| 信用保証料率 | 0.8% ※4/1から最大ゼロに引き下げされました。 |
| 融資利率 | 金融機関所定の利率 |
| 保証人 | 法人の代表者を除き原則不要 |
| 担保 | 必要に応じて |
| 責任共有 | 責任共有制度対象外 |
| 認定案件 | ● 新型コロナウイルス感染症 |

6. 神奈川県

神奈川県では新型コロナウイルス対策の各種施策を実施しています。

神奈川県ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/bukanshi/bukan_200114.html?pk_campaign=top&pk_kwd=nCoV-ing

主な施策には以下のようなものがあります。

(1)新型コロナウイルスの流行により影響を受ける県内中小企業に対する「経営相談窓口」を設置

神奈川県ホームページ「新型コロナウイルスの流行により影響を受ける県内中小企業に対する「経営相談窓口」を設置します」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/prs/korona.html>

(2)神奈川県による融資制度による支援

| | | | |
|------------|--|--|--|
| | 新型コロナウイルス対策特別融資(別枠) (セーフティネット保証4号) | 新型コロナウイルスセーフティネット保証5号の対象業種追加指定 | 売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】 |
| 融資対象者 | 新型コロナウイルス感染症の影響で、 1)最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比べて20%以上減少しており、 かつ、 2)その後2か月を含む3か月の売上高が前年同期に比して20%以上減少する ことが見込まれている、セーフティネット保証4号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等 | 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上高が前年同月の売上高に比べて5%以上減少しており、セーフティネット保証5号の認定を事業所所在市町村から受けた中小企業者等 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあつては、6/30までは直近1か月の売上高の5%以上減少とその後2か月を含む3か月間の売上高見込みが5%以上の減少でも可能。 | 新型コロナウイルス流行の影響により、1)最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期比5%以上減少し、 かつ、 2)その後2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が5%以上減少する ことが見込まれる中小企業者等 |
| 融資限度額 | 2億8,000万円(別枠) | 8,000万円(別枠) | 8,000万円 |
| 融資期間 | 運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 (据置期間1年以内を含む) | 運転資金・設備資金:1年超10年以内(据置期間1年以内を含む) | 運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 (据置期間1年以内を含む) |
| 融資利率(固定金利) | 2年以内:1.2%以内 2年超5年以内:1.4%以内 5年超10年(15年)以内:1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合 | 1年超5年以内:年1.6%以内 5年超10年以内:年1.8%以内 | 2年以内:1.2%以内 2年超5年以内:1.4%以内 5年超10年(15年)以内:1.6%以内 注:カッコ内は設備資金の場合 |
| 信用保証 | 神奈川県信用保証協会の保証が必要(100%保証) 保証料率は、0.60%(県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後) | 神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証) 保証料率は、0.68%(県による保証料補助後) 注:従業員数30人超の場合は、0.85%となります。 | 神奈川県信用保証協会の保証が必要(80%保証) 保証料率は、0.26%~1.42%(県による保証料補助及び神奈川県信用保証協会の割引後) |

(3) 神奈川県中小企業制度融資

中小企業が県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう、神奈川県、金融機関、神奈川県信用保証協会の三者が協調して支援する制度です。県が金融機関の貸付原資の一部を負担することで、長期・固定の低利な融資を実現しています。

また、中小企業の皆さまが神奈川県信用保証協会に支払う保証料の一部を県が補助し、負担の軽減を図っています。

新型コロナウイルス対策として、「売上・利益減少対策融資」を提供しています。

①売上・利益減少対策融資

以下のいずれかに該当する中小事業者がご利用いただけます。

| | | |
|------------|--|---|
| 融資対象者 | ア)最近3か月間若しくは6か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が、直近3年のいずれかの年の同期と比較して減少している中小企業者及び協同組合等 | イ)新型コロナウイルスの影響により、最近1か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)が前年同期比5%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高又は売上総利益額(粗利益)の合計が5%以上減少することが見込まれる中小企業者及び協同組合等(新型コロナウイルス要件) |
| 融資限度額 | 8,000万円 | |
| 融資期間 | 1年超10年以内 | 運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 |
| 融資利率(固定金利) | 1年超5年以内:年1.6%以内 5年超10年以内:年1.8%以内 | 2年以内:年1.2%以内 2年超5年以内:年1.4%以内 5年超15年以内:年1.6%以内 |
| 返済方法 | 分割返済(1年以内の据置き可) | |
| 担保 | 必要に応じて | |
| 保証人 | 原則として法人の代表者は連帯保証人となります | |
| 信用保証料率 | 0.45%から1.52%(県の補助後です。) ※4/1より、信用保証料補助を2倍に拡充する県制度が実施されました。 | 0.26%から1.42%(県の補助及び神奈川県信用保証協会の0.1%の割引後です。) ※4/1より、信用保証料補助を2倍に拡充する県制度が実施されました。 |
| 申し込み | <ul style="list-style-type: none"> 必要書類をそろえ、取扱金融機関に直接お申し込みください。 取引金融機関 https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/p844423.html 取扱金融機関及び神奈川県信用保証協会による審査の後、融資が実行されます。 | |

7. 相模原市

相模原市では、新型コロナウイルス感染症対策について、ホームページに特設ページを設けて、最新情報をお知らせしております。

相模原市ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設ページ」
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kenko/kansenyobo/1018481.html>

相模原市ホームページ「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業の支援について」
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/1019265.html>

主な施策には以下のようなものがあります。

(1) セーフティネット保証のための認定

セーフティネット保証 4号(自然災害等の突発的事由)の認定

詳細はこちらをご参照ください。
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/yushi/1017821.html>

- ・経営安定支援資金(注2)をご利用される人、または相模原市内に本店登記地(個人事業主の人は主たる事業所)があり、神奈川県信用保証協会が実施するセーフティネット保証制度をご利用される人で、第4号に該当される人は、市が発行する認定書が必要です。
- ・認定書申請窓口：相模原市環境経済局経済部産業支援課(相模原市役所本館5階)

| | |
|----------|--|
| 認定要件 | 1年以上継続して事業活動を行っている中小企業者であり、災害等の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1カ月間の売上高または販売数量(建設業にあっては、完成工事高または受注残高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 |
| 認定に必要な書類 | ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書(セーフティネット4号) ・売上高及び売上見込み計算表 ・商業登記簿謄本(=履歴事項全部証明書)、個人の場合確定申告書と住民票 ・法人市民税(個人の場合市民税)納税証明書又は領収書 ・代表者印(個人の場合実印)とヨコ判(お持ちの場合) ・認定基準を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表等) ・許認可証等の写し(行政庁による許認可等が必要な業種の場合) |

(2) セーフティネット保証5号の認定

詳細はこちらをご参照ください。
<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/yushi/1003303.html>

- ・相模原市内に本店(個人事業主の方は主たる事業所)があり、業況の悪化している業種(指定業種)に属する事業を行う中小企業者が対象。
- ・営んでいる事業が指定業種に属するかどうかを確認してください。また、2以上の事業を行っている中小企業者(兼業者)は、認定対象となるかを「企業認定基準の具体的な適用関係」でご確認ください。
- ・認定書申請窓口：(公財)相模原市産業振興財団(相模原商工会館本館4階)
電話:042-759-5600

| | |
|---------|--|
| 認定基準 | <p>イ)最近3カ月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して5%以上減少していること。</p> <p>ロ)原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格(加工賃を含む。)の引上げが著しく困難であるため、最近3カ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。</p> |
| 必要な書類など | <ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(=履歴事項全部証明書)、個人の場合確定申告書と住民票 ・法人市民税(個人の場合市民税)納税証明書又は領収書 ・行政庁の許認可等が必要な事業を営んでいる方についてはその許認可証等 ・代表者印(個人の場合実印)とヨコ判(お持ちの場合) <p>※その他、該当事由などにより準備する書類が変わります。詳しくは以下をご確認ください。</p> <p>https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/yushi/chusho_kigyosyo/1003299.html</p> |

(3)危機関連保証制度の認定

危機関連保証制度とは、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高などが減少している中小企業者を支援するための措置です。危機関連保証制度の認定を受けることで、一般保証およびセーフティネット保証とは別枠の信用保証協会の保証(保証割合100%)を受けることが可能となります。(保証対象業種に限ります)

| | |
|-----------|--|
| 認定要件 | <p>金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている中小企業者。</p> <p>下記の認定案件に起因して、原則として、最近1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。</p> |
| 申請に必要な書類等 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書(危機関連保証) ・売上高及び売上見込み計算表商業登記簿謄本(=履歴事項全部証明書)、個人の場合確定申告書と住民票 ・法人市民税(個人の場合市民税)納税証明書又は領収書 ・代表者印(個人の場合実印)とヨコ判(お持ちの場合) ・認定基準を満たす売上高の減少が分かる資料(試算表等) ・許認可証等の写し(行政庁による許認可等が必要な業種の場合) |

(4)相模原市制度融資

市では、中小企業の経営安定や事業拡大など、経営に必要とする資金繰りを支援するため、取扱金融機関と神奈川県信用保証協会と連携し、市独自の融資制度を設けています。

売上高等の減少などを要件とした資金や新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少などを要件とした資金があります。

相模原市ホームページ「相模原市中小企業融資制度について」

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/1019265.html>

(5) 小規模事業者持続化補助金に係る新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の証明の発行

国の「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金(一般型)」については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者を対象に加点措置を講じられ、新型コロナウイルス感染症に起因して売上の減少が生じている事業者に対し、採択審査時に加点(新型コロナウイルス感染症加点)が付与されます。

加点措置が第2回受付分まで延長されましたので、補助金の第2回受付分申請に当たり、「新型コロナウイルス感染症に起因する売上減少証明」の発行を希望される市内事業者の方は、以下をご確認のうえ、申請してください。

なお、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定(セーフティネット保証4号の認定)を受けている事業所は、認定書(写し可)がそのまま利用できます。

受付期限は、令和2年6月1日(月曜日)午後5時までです。

| | |
|-------------------|--|
| 「売上減少証明」発行の対象(要件) | 令和2年2月から第2回締切日(令和2年6月5日)までの任意の1カ月間の売上高が、前年同月と比較して10%以上減少していること。 創業1年未満の事業者においては、令和2年2月から第2回締切日(令和2年6月5日)までの任意の1カ月間の売上高が、直前3カ月(例えば、令和元年11月から令和2年1月まで)の売上高平均と比較して10%以上減少していること。 |
| 証明申請に必要な書類等 | 新型コロナウイルス感染症に起因する売上減少証明申請書 新型コロナウイルス感染症に起因する売上減少証明申請書 |
| 証明の申請窓口 | 住所:〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館5階 産業支援課窓口 |

詳細はこちらをご確認ください。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/sangyo/sangyo/1003291/1019750.html>

(6)景気対策特別(小口)資金

売上高等の減少などを要件とした資金です。

(新型コロナウイルス感染症の影響以外の理由による場合にもご利用いただけます。)

| | 景気対策特別資金 | 景気対策特別小口資金 |
|-------|---|--|
| 融資対象者 | 次のいずれかに該当する中小企業者等 1)最近3か月の売上高が、前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。 | 次のいずれかに該当する中小企業者等 1)最近3か月の売上高が、前年同期の売上高に比して5%以上減少して |

| | | |
|-------|---|---|
| | 2)最近 12 か月以内の決算期の売上高か、最近 3 年間のいずれかの決算期の売上高に比して 5%以上減少していること。 3)売掛金債権等かがあり、当該売掛金債権等を回収するまでのつなぎ資金としての利用で、当該売掛金債権等か投機的な不動産、株式等の取引でないこと。 | いること。 2 最近 12 か月以内の決算期の売上高か、最近3年間のいずれかの決算期の売上高に比して 5%以上減少していること。 |
| 資金使途 | 運転資金及び設備資金 | 運転資金 |
| 融資限度額 | 景気対策特別小口資金と合わせて 2,000 万円 | 500 万円 |
| 融資期間 | 7 年以内(据置期間 1 年以内) | 5 年以内(据置期間 1 年以内) |
| 融資利率 | 0.8%以内(市の助成後) | 0.4%以内(市の助成後) |
| 信用保証料 | 市が信用保証料の一部(80%以内、限度額 10 万円)を助成 | |

※融資実行には、取扱金融機関、神奈川県信用保証協会の審査があります

※申し込みには、景気対策特別資金融資対象の確認書の発行を受けていることが必要です。

(確認書申請窓口 (公財)相模原市産業振興財団(相模原商工会館本館 4 階)

電話:042-759-5600)

問合せ先:相模原市 環境経済局経済部 産業支援課 電話 042-769-8237

詳細はこちらになります。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/res/projects/default_project/page/001/019/265/keikitaisaku_0401.pdf

(7) 経営安定支援資金

新型コロナウイルス感染症の影響による中小企業者等への資金繰り支援措置としてのセーフティネット保証 4 号の発動、保証 5 号における指定業種の追加に伴って利用対象が拡大した資金です。

セーフティネット保証 5 号の指定業種(追加指定業種)については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

なお、既に、当該資金を利用されている場合、融資限度額から貸付残高を差し引いた額が申込み可能額となりますのでご注意ください。

| | |
|-------|--|
| 融資対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当する中小企業者 1)セーフティネット保証 4 号要件 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 か月間の売上高等か前年同月に比して 20%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等か前年同期に比して 20%以上減少することが見込まれること。 2)セーフティネット保証 5 号要件 指定業種に属する事業を行っており、次のいずれか該当する中小企業者 <ul style="list-style-type: none"> i.最近 3 か月間の売上高か前年同期と比較して 5%以上減少していること。 ii.製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等の価格に転嫁できていないこと。 3)取引先倒産企業に対して 50 万円以上の売掛金債権等を有すること。 |
|-------|--|

| | |
|-------|--------------------------------|
| | 4)取引先倒産企業に対して取引依存度が20%以上であること。 |
| 資金使途 | 運転資金 |
| 融資限度額 | 2,000万円 |
| 融資期間 | 7年以内(据置期間1年以内) |
| 融資利率 | 0.8%以内(市の助成後) |
| 信用保証料 | 市が信用保証料の一部(80%以内、限度額10万円)を助成 |

問合せ先:相模原市 環境経済局経済部 産業支援課 電話 042-769-8237

詳細はこちらになります。

https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/res/projects/default_project/page/001/019/265/keieianteisien_0401.pdf

新型コロナウイルス感染症拡大によるマイナスの影響に対する貴社の対策について

3 その他 自由記入欄

| |
|---|
| 飲食宿泊業 |
| 仕入れや自家消費を控えて、在庫品を少なくしている。 |
| 宣伝の強化。 |
| 宣伝活動。 |
| 閉店も視野に考えています。 |
| 商業 |
| マスクして営業を強化する。 |
| 営業活動。 |
| コロナの影響でイベント関係が全滅なので、同業者含め仕事を探す努力が必要と思います。 |
| 影響のでそうな商品の在庫の積み増し。 |
| 価格を下げて売上が増えたのではないので、利益率の確保に努めています。 |
| 国による助成金等に期待。耐える。 |
| 仕入れを抑える、まとめて発注する。 |
| 自社で対応している。 |
| 新規客先開始。 |
| 無駄な仕入れ、コロナ向け不織布マスクの拡販。 |
| 様子見の状態。 |
| サービス業 |
| お客様の健康が心配です。 |
| お客様数拡大のための活動。 |
| コロナに対する出勤・休暇への影響。 |
| 補助金の活用等。 |
| コンサルティングセールス強化。 |
| スタッフが感染にならないようにすること。 |
| 取引先を増やすこと。 |
| テレワークの拡大。 |
| なるようになる。 |
| マスク、消毒液がたりないので、マスク使用の義務づけができない。 |
| リモートワークに切り替え(電話、メール等)。 |
| 営業力の強化、テレワークの導入。 |
| 衛生面の強化。 |
| 何もできない。 |
| 外出を少なくする。 |
| 感染予防(現場作業員の不足が影響するため、マスク不足:着用を求められるため)。 |
| 具体的な影響が見えていないので、具体的な対策は打っていないが、今後受注減(業界全体の案件減)を鑑みると、受注単価より案件規模に重心を移して行く。また、しばらく(半年程度)売上減少の可能性があるので、資金管理をその分を含めて行っていく。 |
| 件数を増し、客を確保していく。 |
| 健康管理、衛生管理の徹底。 |
| 現業務の他に新規事業の検討。 |
| 現在検討中。 |
| 仕入れ困難を想定。 |
| 事業内容見直し。 |
| 自前主義。 |
| 縮小ムードにより、自然に出費が控えられる。 |
| 色々な対応が必要になると考えられる。 |
| 人員の確保。 |

| |
|---|
| 打つ手無し！ |
| 対策は限られている。マスクもなし。 |
| 店内清掃の強化。 |
| 時流に合わせた営業告知の自粛。 |
| 当社の問題ではないが、取引先において休業など行っていた場合の雇用調整助成金や小学校休業等対応助成金の情報提供など。 |
| 交通運輸業 |
| コロナによって新規発注した仕事に対応しているが、前の売上には届かない。 |
| 新規顧客の開拓。 |
| 体調管理の徹底など。 |
| 工業 |
| 3月までは、受注残があり、また案件の相談もあったが、その後の打合せ日程の指示が来ない。つまり、外注者の来社停止。自社の社員の出張・立会の禁止等、行動が抑制されてきている。 |
| 4月以降の受注が大きく落ち込む予定。3~40%以上。対策としていま進めているのは、客先への営業展開や打合せが出来るように、TV会議システムを急ぎ立上げた。これを客先に情報発信し、受注がしやすい環境を作ることが一番と考えている。 |
| 次のステップは、経費削減と雇用調整助成金の活用で、自社社員のスキルUPのチャンスと考えている。その場合の、人件費以外の補助金希望。 |
| (セミナー参加費補助、教育機器の補助等) |
| コロナとは、共存していく流れになるかと思うので、新たなビジネススタイルの構築を考え出さざるを得ないと思う。 |
| テレワークの実施。 |
| 営業の方向転換を図る。 |
| 会議、出張等の縮小。 |
| 海外(中国)の仕入れ先の国内への変更と共に、費用が増加することに関しての価格調整。 |
| 海外出張の延期、受注装置の納期先延ばしが出てきている。現状経済的損失は小さいが、今後拡大する場合は資金繰りの相談が必要となる。 |
| きびしい条件の仕事を行う。 |
| 休業日を増やす+希望退職者を募集する。 |
| 金融機関への資金繰り相談。 |
| コスト削減。 |
| 調達先の代替え。 |
| 補助金等の活用による雇用維持。 |
| 経費削減。 |
| 現在影響が出つつあるお客様、以外の顧客の確保に努力し、且つ、場合により価格のコストダウンも仕方ないのかと考えております。 |
| 現時点で特に新型コロナウイルスの影響はありません。 |
| 半年、一年後には売り上げ減少の可能性は否定していません。 |
| 雇用調整助成金の特別措置の申請。 |
| 顧客のフォロー。景気後退時の材料費・不動産価格の下落を狙い次の一手をあえて打つことで回復時の業界での優位性、自社の強みにする予定。 |
| 在庫、物流の見直し。 |
| 在庫部品の先行手配。 |
| 在宅勤務又は、自動車での通勤、営業活動の対策は未定。 |
| 社長持ち出し。 |
| 社内環境整備(働き方改革への対応)。 |
| 従業員への衛生管理。 |
| 従業員への感染の心配。 |
| 出張とりやめ。 |
| 商品の改良に傾注している。 |
| 情報収集し、資材不足、機会損失を防ぐ。 |

| |
|---|
| 状況確認中。 |
| 新規の客先を確保し、売り上げ増を図る予定。 |
| 新規開拓。 |
| 新規受注活動。 |
| 生産力確保。 |
| 積極的な営業活動。 |
| 設備投資計画の白紙。 |
| 先が読めない所以对策の取りようがないのが現状。 |
| 他分野へもっと攻め込みする。 |
| 物流の停滞による出荷対応策を検討。 |
| 納期に対して3、4日前に出荷するなど。 |
| 補助金活用の検討。 |
| 予防対策のみ。 |
| 建設業 |
| マイナス影響は現在ございません。 |
| 何もしてない。従来通り。 |
| 建設業界では資材の一部(中国製)が調達出来ないなどの話は聞きますが直接弊社には影響ありません。 |
| しかし我々のお客様は製造業や食品業界など多種多様でありますこのまま感染拡大など騒ぎが拡大するとお客様が投資案件を自粛や延期、最悪中止する事が考えられます、そうやって来ると我々が活躍出来る場がなくなる事になります。今はお客様が必ず必要とする最低限の案件を零すことなく拾い上げて行く事しか出来ない状況です。 |
| 現場内で感染者が出た場合は、工事を休みにしなければならなくなり、工期、現場経費の上昇等の恐れがある。 |
| 現場内でウイルス感染者が出てしまうと、広がりが早いと思うので、手洗いの徹底、健康チェック等を通常よりも強化していく。 |
| 今のところ現実化がないため、何かとも言えない。 |
| 今の所、平常通り。 |
| 今までに出来なかった事をこの混乱の中でも進めていく事。 |
| 社員の健康管理、資材手配の前倒し。 |
| 従業員の休暇取得(予防)。 |
| 状況を現況で見当中です。 |
| 当座貸越利用中。 |
| 不動産業 |
| テナント企業(事業者)の業上・業績動向を注視。 |
| 広告宣伝費の増大。 |
| 今の所まだ対策できてない。 |
| 時短営業、イベント開催延期。 |
| 借入金の返済に窮することが予想されます。前年の消費税増税後から売り上げ減少しているので、政策公庫の資金繰り対策相談。また、借入金の一歩化での返済総額減額の為に動いています。 |
| 従業員の時短出勤。 |
| 金融保険業 |
| 顧客支援。 |
| 取引先への資金繰り支援。 |
| 取引先全先に対して新型コロナウイルスの影響の有無について3月中に実施。影響ありと答えた取引先に対して資金の支援を含めた緊急対応を実施。 |

新型コロナウイルス感染症に対する国等への緊急の経済対策について 望むこと（自由意見）

| |
|--|
| 飲食宿泊業 |
| 営業ができる様にしてください。 |
| 自粛を4月～解除してほしいです。 |
| 全国民に現金支給を早急に対応してもらいたい。 |
| 中小企業にも各企業の売上の何%かを現金支給してほしい |
| 銀行、リース会社などの半年間の支払いストップ又は、据え置き！国から出してほしい！ |
| 消費税半年間無し！ |
| とにかく補助金などによる無返済の資金提供。 |
| 現状の国・県の対策は、全て実行済み。 |
| 消費税、法人税、事業所税等の軽減。 |
| 借入ではなく助成金等の対策。 |
| 消費税撤廃をし、消費に繋げる。 |
| 消費税廃止。経済立て直し、消費の冷え込みを抑え、購買意欲を高める(コロナウイルスショックは、リーマンショックを超えて、大変影響が全てに出ています)。 |
| 国の大胆な改革が必要。これ以上、倒産する企業が出ない為にも、迅速に決めて欲しい。 |
| 同じ税金を使うなら、医療(患者)検査や予防対策にもっと援助して、早期のコロナ終結が先決と思う。 |
| 国のやり方は行き当たりばったりのような気がして歯がゆく思う。 |
| 補助金等の借入れ以外での救済方法の拡大。 |
| 無担保の貸付より、中小企業に対する補助をお願いしたい。 |
| 商業 |
| イベントの中止が痛!!(イベント商品を多く扱っている)。 |
| 頑張っ乗り越切るだけです。 |
| デマや風評被害の対策。 |
| 罹患した方が悪者扱いされない為の対策や心のケア。 |
| 学校給食に依存する割合が大きいため、早期に学校再開を望みます。 |
| 消費マインドを上げる政策を！ |
| 消費是の減税はやめてほしい(個人的なもの)。 |
| 昨年10月に増税し、価格を変更をしたばかりだ。一時的な対策のために減税。またすぐに増税になるとそのたびに価格を変更するのは大変な作業である(内税方式をとっているため)。 |
| ポイント還元や〇〇券などはやめて欲しい(お金持ち対策だ)。 |
| PB黒字化目標の凍結を即時に閣議決定して兆円単位の財政出動と消費税の撤廃が少なくとも5%に修正することが必須です。このままでは倒産や失業者が激増して、新型コロナによる死亡者数の数百倍、数千倍の自殺者が発生します。 |
| イベントなど中止になった部分の予算をこれから開催される復興イベントに予算計上してほしい。 |
| イベントの中止により、販売の低下が見込まれる。運転資金の借入れが出来れば。 |
| コロナは宇宙からの地球へ「玉手箱」だったのかもしれないね。 |
| 人類は、アメリカンファースト、都民ファースト等、勝手な考え方が強すぎる。 |
| ウイルス1つで世界の株価や経済が変動している。 |
| 個人としては、国、自治体が取組んでいる事を、しっかり守りことです。会議所の皆さんありがとうございます。 |
| マスクが手に入らない今、仕事でスーパーに朝から並ぶ事ができません。人に話を聞くと毎日朝マスクを販売してるそうですが、並ぶ事ができる人は、毎日購入できるそうです。 |
| 購入する良い方法はないでしょうか？ |
| マスク等の衛生商品の配布。 |
| 医療崩壊を起さない為にも、入院施設を含め検査基準等も、もう少し具体的な指針を示していただきたい(トリアージ体制の確立と早期実施)。 |
| 各業種の労働者の人々が仕事が少なくなったと云っている。解体業は関係無いと思い聞いたら、中間業者が休業等で仕事が少ないと云った。 |

| |
|---|
| 作業用品の販売なので、売上は更に減ると思う。 |
| 中国からの作業着の入荷(春夏的)が遅れている(1ヶ月程)ので、公共投資が必要。 |
| 学校給食及び飲食店の納入ゼロ、減少は大きい。給食については、急な話だったので経費(人件費)を抑えられない部分が痛い。終息を願うのみ。 |
| 会議所職員の皆様の力で国を動かして下さい。宜しく。 |
| 経済が安定するまでの間、雇用を維持していくのに必要な措置を直ちに行って頂き、経済のV字回復の為に地固めをしていただきたい。 |
| 経済対策は何をやっているのか具体的に細かい発表が欲しい。資金繰りは事業規模によって、幾ら迄申し込み分は何日で振り込みになる。利息はこうですよ。流通情報が大変悪化している商品については、どこにはどの位あるから、こうなります。 |
| 現在の処、年度末なので公官庁においては、特に影響はない。4月以降については未知数である(文具・事務用品・オフィス家具販売)。 |
| 雇用安定助成金の拡充。 |
| 今回の件は、ワクチンの完成と普及まで続くので半年から1年以上、現在と同等もしくはそれ以上に経済の打撃があると思われ、リーマンショックや東日本大震災以上の影響が出る。そんな中で、これまでやってきたようなレベルでの経済対策では全く役に立たない。過去にないレベルでの対策が必要と思われまます。 |
| 今後、コロナウイルスがさらに拡大した場合、企業の営業停止、従業員の出勤停止等がさらに増える可能性がありますので、それに対する金銭補償をお願いしたい。 |
| 資金繰りと人材不足が考えられるので、相談、対応をお願いしたい。 |
| 消費税0%にして下さい。 |
| 消費税の廃止を提案します。消費税にペナルティがつけば、消費税が活発になる事が考えられません。我が国の場合「中福祉」であるため老後の資金が必要です。そのため景気に消費税が大きく影響を受けます。 |
| 今回は経済活動が抑制される状態であり、消費税を廃止しないと経済が持たないと考えます。 |
| 消費税撤廃!!国のバラマキをしても貯蓄にまわせるだけ、経済循環のための政策を望む。 |
| 新型コロナウイルスのワクチン開発。 |
| 早くコロナウイルスが治まる事を願ってます。 |
| 豚肉安価過ぎ、畜産農家も心配有り。 |
| 弊社では住宅産業に携わる卸売です。資金の融資は、返済が伴うもので、一時的要因でしかありません。根本的な需要の掘り起こしが必要です。 |
| 本件につき、国の検討した結果の方向性は早めに示唆していただきたい。 |
| 情報開示は正確に極力即開示していただきたい。 |
| 検査キット等を緊急に拡充いただきたい。 |
| 無利子・無担保 融資。 |
| 長期&据置期間あり、無利子融資。 |
| 売上減に伴う、従業員の休業補償。 |
| サービス業 |
| マスクの流通量の確保(商品供給)。 |
| マスク・アルコール消毒液の確保(店内での調理加工時に使用する業務用)。 |
| 一刻も早いワクチン・特效薬の開発を国を挙げて行って欲しい。 |
| オリンピック開催のため、国内感染対策ではなく、本当に国民の現在と将来の為にの対策をお願いしたい。 |
| 金融機関の無担保、無利子貸付。 |
| 既借入金の一定期間返済免除、リスクに依ること。 |
| 国民一人 100,000円以上の経済対策。 |
| 期間限定消費税?円。 |
| 次回オリンピックまで、消費税0%。 |
| 自国生産、自国リサイクル、自国消費。 |
| 消費税カット・一時金の早期給付。 |
| インフルエンザと同等の扱いにしてほしい。 |
| コロナ不況対策として、景気が回復するまでの期間、限定処置とする消費税の減税処置を望む。 |
| 例えば、2020年1月~4月まで消費税5%減税等。 |
| テレワークなどの作業環境整備の負担(安全なネット環境など)。 |

| |
|---|
| マイナスとなっている中小企業にも補助を出して欲しい。 |
| リース及び借入の繰延 100%保障、最低 6 か月があるとありがたいです。又、資金使途の柔軟性を求めます。 |
| 株価指数向上へ向けた金融緩和。 |
| 消費者への還元。 |
| 消費増税の見直し。 |
| 感染者が出た事業所への保障。 |
| 企業への支援策の強化を図って頂きたい。 |
| 社員がコロナの影響で休まざる負えないときの補助金等。 |
| 企業への資金的支援。 |
| 給付金の設立。 |
| 緊急融資の条件なしで対策。 |
| 経済が鈍化しないように先手、早めの対応をお願いしたい。 |
| 経済状況が決して良くないところなのに、コロナウイルス。無利子貸し付けなんか言わないで、小規模事業所中心に援助(貸金)(←返済がなくてよい)する位の政策がないと、大変な事になると考えています。 |
| 経済対策により、医療行政対策、サプライチェーンの再構築を含む、経済活動の正常化に資する対策を望みます。 |
| 個人としては業種的に直接的な影響は生じてないが、今後じわじわとマイナス影響が生じてくるものと思われる。 |
| 国に対する緊急経済対策としては、消費の拡大を図るための期限付商品券の交付が望まれる。現金交付に比べ緊急対応ができませんが、確実に消費がなされる点で有効と思われる。又は、現金交付との併用。 |
| 個人消費の回復。 |
| 低金利による融資。 |
| 国民一人ひとりに公平に現金支給をして使う環境を整えてほしい。 |
| 子育て世代への援助。 |
| 時限的な規制緩和により、企業が労務や流通等、柔軟に対応等を取れるようにする。 |
| 受注減少による人件費削減を検討せねばならない中での、同一労働、同一賃金への見直しはダブルパンチで…。 |
| 実施施行の猶予期間が欲しい。 |
| 助成金の交付を希望します。 |
| 小中高の休校は英断。見極めを慎重に願いたい。 |
| 消費税 0。 |
| 消費税の支払いを考える事、個人事業主の支払いの延期をしたとしても、現実には変わらないと思う。 |
| 消費税減税。 |
| 雇用調整助成金など雇用安定。 |
| 審査時間をかけずに緊急融資を実行してほしい。 |
| 新型コロナウイルス感染症に関する特別の限定的な法律で、「緊急融資を望む期間限定の損失等に対してのみ」と思う。 |
| 制度などを悪用した場合、人や企業、団体等あらゆる対象に、すぐに非常に重い罰則を科すことができるようにして下さい。 |
| 先が見えない状態で融資を受けても返す当てが全く見えてこない。 |
| 返済不要の助成金等の対応を期待します。また、一刻も早い集会、外出規制の緩和を求めます。 |
| 先手先手を打って対策を打ってほしい。 |
| 早急に元の状態に戻るよう期待したい。 |
| 地域経済の悪化により先を、仕事の減少が心配です。 |
| 一刻も早く感染症の消滅、いつでも資金繰りに対応してもらいたい。 |
| 中小企業への緊急補助金支援の手を早く打って欲しい。 |
| 納税額を下げる。 |
| 助成金の配布。 |
| 売上が落ちた時の補助金の拡大。 |
| 物流(国内外)の品物の流通が停滞しない様、又製造(国内)現場で支障が起きない様、手当する。 |

| |
|--|
| 収入が激減するパート等の助成金。 |
| 無担保、無利子では効果が弱い。 |
| リーマン同様、返済不要の助成金を用意すべきと考える。(コロナで売上が下がっているのが明確な企業に限って構わないので)。 |
| 融資でなく補助金、助成金などを望みます。 |
| 融資条件の緩和。 |
| 連日のコロナウイルスの報道に於いて、先行の見通しは、非常に不透明。神奈川県内に於いても、「相模原市は、恐ろしい」と取引先より言われた。 |
| 国が主体で地方自治体に補助金等算出して欲しい。 |
| 金融機関へ相談しても、融資まで時間がかかり、返済も未確実の状況化に確定しなければならない。素早く対処対応して欲しい。 |
| 交通運輸業 |
| 減税。 |
| 雇用の維持・売上減少に対する支援(融資ではなく助成)の更なる拡充。 |
| 売上の保障。 |
| リース・ローンの一時的停止。 |
| いち早く薬の開発を望みます |
| マスク、消毒液を早急に用意して欲しい。 |
| マスク着用義務の店舗があり、マスク不足に困ってます。 |
| 会見等では、「xx億円規模の経済対策を実施」と発表しているが、仕組み作りが遅いからか対応金融機関でも周知されておらず時間ばかりが掛かる。また、緊急対策としておきながら、書類の提出などが平常時と同等で臨機応変に対応してほしい。 |
| 国や専門機関の足並みが揃ってないのに、何を信じてよいのか？ |
| 迅速な対応。 |
| 売上減少の原因が100%コロナの影響とは思ってませんが、輸出入の物流が減少しているのは確かです。 |
| PCR検査をどんどん進め、感染者は外出を禁止とし、これ以上の感染者を出さない事です。このままズルズルと感染者を出すと、いつまでも現状が続きます。 |
| 工業 |
| ワクチンの早期開発。 |
| 会社が休業してはならない場合の助成。 |
| 社員が休む(発熱、小学校の休みによる etc)ことによる、仕事の遅延でマイナスの影響が出た時の対策(賠償等)。 |
| 消費税減税には絶対反対。 |
| 18歳未満(高校生以下)の子供には、毎月一定の手当を支給する(私は子供も孫もない76歳の経営者です)。 |
| 借入できても、返済の見込みが立たず。 |
| 金融機関等の返済延期をして欲しい。 |
| 1日(時)も早く即対応(薬)※日本は、先進国ではないのか？(医療はダメか) |
| 関係機関はもっと真剣にやるべきだ。屋外は比較的に安全か1? 感覚の業務等…。 |
| 2020年2月以降の売上減少に伴い、4月からの同一労働、同一賃金政策で弊社の派遣社員の単価が約10%上がった状態での契約をせざるを得なくなった。 |
| 人件費の上昇も含め非常に困っている状況。従って、法人税等、税制上一定期間の減税をしてもらえるか検討して頂きたい。 |
| コスト削減に努力している半導体工場用消耗品が不足していることから、諸雑費の支出が増加してる。 |
| これから昇給や賞与の時を迎えますが、社会保険料の負担はいつも大きく感じます。 |
| 思い切って賞与に関しては、全額免除という処理はできないのでしょうか？ |
| これ以上感染しないようにしてもらいたい。 |
| できる限り可能な範囲で正確な情報を迅速に提供頂きたい。 |
| とにかく早く実行できるようにしてほしい。 |
| ばらまきにより、仕事に直結する政策を。 |
| マスク、アルコール等の衛生用品の確保、支給及び経済面の援助。 |

| |
|--|
| マスク、消毒洗浄液等々の充足を期待する。 |
| 業務推進以前の問題であり、従業員の出勤時の予防保全、社内予防・健康管理自体に歪が生じる。 |
| マスクの国内での生産工場を増やしてほしい。 |
| マスク不足を早く解消して欲しい。 |
| マルケイはじめ金融機関への融資返済猶予 |
| リーマンショック後の時のように融資の保証を厚くするなど倒産防止の対策でよいと思う。またここ数年最低賃金の上昇が高く、同一労働同一賃金や働き方改革など雇用関係の施策が打ち出されているが、状況を見て先送りや緩めることも必要。 |
| 運転資金の融資(超低金利)。 |
| 円高にならないよう、対策して欲しい。 |
| 各種減税政策など。 |
| 休業補償、資金援助、消費税軽減。 |
| 金融機関からの金利優遇。内需向け対策。 |
| 金融支援等を望む。 |
| 景気対策、雇用対策、海外を含む渡航・物流の制限が早く平常に戻ることを望みます。 |
| 経済対策と騒いでおりますが、政府は、何時からの補助ないし、貸し出しが始まるのか、絵に描いた餅では、検討の仕様が無い、何事も遅すぎる。 |
| 減税、社会保険料の減免、助成金。 |
| 減税と社会保険の減額、法人税支払い期間の遅延。 |
| 雇用、設備投資などに係る助成金。 |
| 固定資産税、法人税などの減税。 |
| 雇用確保の為、休業の際の補助金制度利用の際は、手続き簡素化を希望。 |
| 今のところ影響はありませんが、この先どうなるか不安です。 |
| 資金繰りへの相談にしても、条件の問題もありますし、申し込み(融資)をしても断られないか心配があります。 |
| 申し込みの際の条件なしでの融資を希望します。 |
| 思い切った金融政策が必要だと思います。 |
| 社員の感染に伴う臨時休業に対しての保障等、どう対応してよいのかわかりづらい。適確な情報を頂きたい。 |
| 助成金を出してほしい。 |
| 小規模事業者企業への支援対策の強化を願う。 |
| コロナウイルスにおける影響は、事業存続の死活問題となっている。 |
| 消費の見直し等、経済対策を講じてほしい。 |
| 消費減税、法人税減税をお願いしたい。 |
| 消費税減税。 |
| 消費税等を中心とした減税の実施。 |
| 無担保・政府保証・ゼロ金利による資金供給。 |
| 消費廃止。 |
| 新規開発への補助金拡大。 |
| 新型コロナウイルス薬を作って欲しい。 |
| 資金繰りに困った。 |
| 正確であり迅速な情報をお知らせ頂きたい。 |
| 早く元の社会環境に戻す事! |
| 中小企業は、経営資金(資源)に余裕が無い為、何事もスピード対応すべきであり、ほとんどの業種に悪影響を与えてる。 |
| 手続きは、簡単にすべし。 |
| 特に無し。 |
| 年度末の会社が多いと思われるので、どんな対策でも大至急行なうこと。 |
| 納税時期に猶予期間を設けてほしい。 |
| 発生してる場所が限定されてきているため、経済の優先の方針を出してほしい。 |

| |
|---|
| 部品の納入が中国との関係で入荷しにくくなっていると聞く。例:天井灯等のプラスチック製品が少なく、入手困難。 |
| その他企業マインドが縮小し、経済活動がますます悪くなると思います。 |
| 対策を判断するときは、以後の分析、方向性を示して行かないと、混乱が激しく、迷い、どうしたらよいか？考えられなくなる。 |
| 物流が止まっているから、日本には規制が多いから、マスク、消毒液などが届かない。世界の一大事なのだから、規制ばかりかけるのではなく、薬事法に引っかかるなど言ってないで、期間制限をかけるなどして、規制緩和して、責任もって作ってもらえる工場に作ってもらえば良いと思う。まずは総理大臣の発言や、市長の発言などより、目の前の安心が必要だと思う。 |
| 補助金および助成金による対策。 |
| 補助金ではなく各種税金免除。 |
| 補助金制度の拡充。 |
| 補助金等の拡大、税金等支払いの免除等。 |
| 無償融資枠 1 億円までの拡大と売上減ではなく、利益減での融資決定基準への見直し実施。 |
| 融資支援などのほか、法人税・消費税などの納税期限を繰り延べるなど企業が流動性確保のためとりうるファイナンスの選択肢を用意いただくこと。 |
| 建設業 |
| 一時的な所得税、法人税の減税。 |
| 感染による被雇用者の休業に伴う全面的な給与補償及び企業への助成金支給。 |
| 消費税の軽減 融資⇒借金のため意味不明。 |
| 法人税の軽減 現状の働き方改革の撤廃。 |
| 所得税の軽減。 |
| 返済不要の補助金がほしい。 |
| 簡単な手続き方法のもの。複雑だと申請書類作成するために時間がかかりすぎる。 |
| 法人税、所得税の直接税を減税する必要がある。 |
| オリンピックは、2年延期を早めに発表して仕切り直した方がいいと思う(関連産業に与える影響が大きいため、このまま間様子見だとダメージが大きくなる)。 |
| 一種の風だと考えている。 |
| 感染症に関する喫緊に対する経済対策(消費税減税、法人税引き下げ等)は勿論、緊急だが同時に感染症を撲滅する治療法(治療薬・ワクチン)を早急に開発、認証する事が今は社会不安・経済を引き上げる特効薬だと思うので医療対策を官民間問わず早急にする行動するを願う。 |
| 感染予防の為に皆が出来るだけ外出を控えているのに、外食、旅行代の助成をする事は適切ではないと思う。 |
| それより、打撃を受けた企業や本当に必要としている人達の支援(給付等)を優先してほしい。 |
| 経済対策により、社員の感染リスクが大事であり、感染者が出た時の事業所閉鎖による影響が問題である。 |
| アンケートの内容を考えるべきでは？ |
| 現在の融資の返済を 1 年～2 年間、金利のみ位の緩和策をお願いします。 |
| 現在迄の所、静観。 |
| 事業主への救済。 |
| 時期的に決算を迎える会社が多い。法人税を納める時期でもあるが、資金繰りの事を考えるとできるだけ資金を残しておきたい。法人税はゼロにしてもらいたい。 |
| 終息が不明と思うので、不安が先走りしているところです。 |
| 消費税の減税。 |
| 消費税減税。 |
| 消費税減税と企業の納税遅延許可。 |
| 静かに治まる事を期待します。 |
| 全産業に影響がある。全産業に対しての経済対策を無利子無担保融資等、今後さらに長期化する予測もある。 |
| 大手企業に補助をしてなぜ中小企業に無利子の融資借り手も余計苦しくなり、見通しが見つからない。 |
| 中小企業がこの国を支えているのに。国がもしくは県・市レベルか支援策を考えてほしい。 |
| 中小零細企業への偏りない支援策を早急にまとめて欲しい。 |

| |
|---|
| 不動産業 |
| ホールの休館などの影響で、清掃仕事などすでに人数を減らされてたりしてるが、従業員からは有給休暇を使用するのではなく、休業保障をしてほしいと依頼がきている。 |
| 子育て世代にしか現在補助がないので、その他の方に拡充してほしい。 |
| 減収になるので、県税でも市税でも少しでもサポートしてほしい。 |
| 各業種・業態に即した支援策、特に資金・金融面の支援・助成。 |
| 活動自粛を求めたことに起因する収益(マイナス幅)の補填。 |
| 減税。 |
| 事業資金融資を無利子で期限(返済)を長くできるようにしてほしい。 |
| 消費税0%、社会保険料、事業税免除。 |
| 消費税の撤廃。社会保険(厚生年金・雇用保険等)の時限的凍結。 |
| 迅速な低金利な融資支援。 |
| 生活必需品の消費税免除。 |
| 早急な無利子融資。法人税、消費税猶予。生活困窮者への補助。 |
| 不動産業の中でも、自社建築により設備部材が入らず引渡・完成が遅れており深刻な資金繰りが続く業種問わずの早急の緊急対策融資を望む。 |
| 金融保険業 |
| 緊急融資を3-5年程度返済を伴わない資本制ローンの拡充。 |
| 社会保険、国税の延納。 |
| 資金繰り相談は積極的に行っております。 |
| 全世帯に対し検査キットの配布等。 |